

# 藤里町 住宅リフォーム支援事業

町では、住宅投資による町内経済の活性化や、住宅の耐久性・耐震性の向上など、安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を推進します。

	要件
補助対象者	藤里町の住民基本台帳に記載され、補助対象者及び同一世帯の親族が当町の町税等を滞納がなく、次のいずれかに該当する者 ①持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者 ②親または子が所有し自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者 ③親または子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者 ④対象者が所有する住宅で、親または子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者 ※②、③、④の「親」には対象者の配偶者の親を含む
補助対象住宅	藤里町内の住宅で工事着手時に新築後一年を経過しており、賃貸住宅及び賃貸の予定のない住宅で、次の要件を満たす住宅 ①一戸建て住宅（住宅用の車庫・物置含む。併用住宅の場合は住宅部分の延べ面積が建物全体の面積の1/2以上であること。ただし、この場合は車庫・物置の面積を含まない）
補助対象工事	次の全ての要件を満たす工事 ①住宅部分のリフォーム等工事に要する費用が50万円（消費税等含む）以上であること ②「藤里町住宅リフォーム支援事業認定工事店」の認定を受けた町内の業者が施工するものであること（別記様式 工事店認定申請書） ③令和6年4月1日以降に工事着手するものであって、令和7年3月15日までに事業完了実績報告書の提出ができる工事であること
補助対象外工事	次に掲げる工事に要する費用については補助金の対象外とする ①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塀等、いわゆる外構工事（別棟の住宅用車庫、物置は除く） ③他の補助制度を利用する場合で、重複計上が認められない費用 ④藤里町環境浄化促進助成金（下水道助成）を受給している場合に、その助成金の算定となった対象箇所の工事 ⑤その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用
補助額	対象工事に要する費用の10%（千円未満切り捨て）で上限15万円

原則は秋田県の住宅リフォーム推進事業に準ずるため、県補助金の要件もご確認ください。

補助対象となるリフォーム等工事の内容などについて不明な場合は、裏面の問合せ先までご連絡ください。

## 裏面もご確認ください

### 申請等に必要な書類

	書 類
補助金 交付申請	<ul style="list-style-type: none"><li>①補助金交付申請書（様式第1号）</li><li>②工事請負契約書または請書の写し</li><li>③補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真</li><li>④併用住宅の場合、住宅の延べ床面積が1/2（住宅用車庫、物置の面積を除く。）以上であることがわかる図面</li><li>⑤建築基準法第6条の規定で確認が必要な場合は確認済証の写し及び図面</li><li>⑥申請者と居住者住所が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本（申請日前3ヶ月以内のもの）</li><li>⑦その他町長が必要と認める書類</li></ul>
完了実績 報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>①完了実績報告書（様式第5号）</li><li>②工事を行った住宅部分の施工中及び施工後の写真</li><li>③建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては検査済証の写し</li><li>④工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書または変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真</li><li>⑤工事費用に係る領収書の写し</li><li>⑥補助金交付請求書（様式第8号）</li><li>⑦その他町長が必要と認める書類</li></ul>

#### 申請書提出先及び問合せ先

〒018-3201 藤里町藤琴字藤琴8番地  
藤里町役場 生活環境課 生活環境係  
TEL 0185-79-2115  
FAX 0185-79-2116

「藤里町住宅リフォーム支援  
事業認定工事店」の手続き・  
登録に関するお問い合わせも  
こちらにお願いします

